

農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部 が開催され、農林水産大臣から養鶏農場に メッセージが出されました。

☆ 環境中のウイルス濃度が非常に高い状況

⇒ 農場内での消毒の徹底を！

☆ 飼養衛生管理の取組状況の再確認

⇒ 改善箇所が見つかった場合はすぐに改善を！

大臣メッセージ

令和5年1月9日

- 本日の国内56例目となる茨城県城里町での鳥インフルエンザの発生を受け、今シーズンの殺処分対象羽数は約998万羽となり、令和2年度シーズンを上回り、過去最多の発生となりました。
- 今シーズンは、野鳥での発生が継続して、また、例年以上の頻度で確認されており、専門家から、全国的に環境中のウイルス濃度が非常に高まっていると指摘されています。
- こうした中で、昨年12月7日には、私から、発生予防とまん延防止のための防疫対策の徹底を呼びかけたところですが、昨今の情勢を踏まえ、本日、改めて、全国の生産者をはじめとした畜産に携わる関係者及び都道府県等の行政関係者の皆様に対して、最大限の緊急警戒を呼びかけさせていただきます。

- これまでも繰り返し申し上げておりますが、鳥インフルエンザの発生を予防するためには、消毒をはじめ、農場内にウイルスを持ち込まないように、飼養衛生管理を徹底するほかありません。
- 農林水産省としては、昨年12月22日の鳥インフルエンザ関係閣僚会議での総理指示を踏まえ、発生県から順次、緊急消毒を実施しております。
- 生産者の方々におかれましては、都道府県の家畜防疫員の指導の下、農場内での消毒の徹底をよろしくお願いいたします。
- また、今シーズンの発生事例においても、金網や壁の穴等を通じた野生動物の鶏舎への侵入が疑われる事例や、衣服や長靴の交換や消毒が不徹底であった事例が指摘されています。各農場においては、改めて飼養衛生管理の取組状況の再確認をお願いします。
- そして、改善箇所が見つかった場合には、今シーズンが終了してから行うのではなく、すぐに取り組んでいただき、発生予防に万全を期していただきたいと思っております。
- 農林水産省としては、地域一体となった防疫の取組に対して支援を実施しておりますので、ご活用いただき、飼養衛生管理水準を高めていただければと思っております。

- また、これまでの発生事例に対する防疫措置については、都道府県をはじめ、関係者のご尽力により、早期の封じ込めはできておりますが、今後とも、非常に強い危機意識を持っての対応が必要であり、引き続き、国と都道府県等との連携を万全にしていきたいと考えております。
- 最後に、これまで消費者の毎日の食卓に卵や鶏肉などが届けられてきたのは、畜産関係者一人ひとりのご尽力の賜物です。
- これからも国民に安定的に卵や鶏肉を供給する責務を果たしていくため、今まで以上にすべての関係者が自らのこととして日々確実に飼養衛生管理に取り組むんだという強い意志を持って立ち向かっていただきたいと思えます。農林水産省としても、現場に寄り添いながら、一緒に取り組んでまいります。

(以上)

家畜伝染病予防法に基づく緊急消毒を命令しました（11月4日付け）

鶏舎周囲と農場境界へ消毒薬（消石灰等）の散布を徹底してください。

対象 県内100羽以上の家きん飼養農場

期間 令和4年11月7日から令和5年3月31日

★ 家きんに異状が認められた場合は、速やかに、かかりつけの獣医師又は管轄の家畜保健衛生所へ連絡してください。

県央家畜保健衛生所 TEL:028(689)1200 FAX:028(689)1279 (夜間・休日) 090-7205-0895

県南家畜保健衛生所 TEL:0282(27)3611 FAX:0282(27)4144 (夜間・休日) 090-7205-1402

県北家畜保健衛生所 TEL:0287(36)0314 FAX:0287(37)4825 (夜間・休日) 090-7205-1826